

山梨県立大学教育改革推進室の事務決裁の特例に関する規程

(令和5年4月1日制定 大学第8902号)

(趣旨)

第1条 山梨県立大学教育改革推進室（以下「教育改革推進室」という。）に係る事務の決裁については、公立大学法人山梨県立大学事務決裁規程（平成22年4月1日法人第4201号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育改革推進室長の専決事項)

第2条 教育改革推進室に係る次の事務については、教育改革推進室長の決裁とする。

- (1) 教育改革推進室に係る会議の開催及び議事録に関すること。
- (2) ホームページの管理・運営に関すること（重要なもの）。

(事務統括マネージャーの専決事項)

第3条 教育改革推進室の職員（事務局に所属する職員を含む。）に係る次の事務については、事務統括マネージャーの決裁とする。

- (1) 年次有給休暇の付与、介護休暇、職務専念義務免除の承認及び週休日の振替に関すること。
- (2) 時間外勤務、休日勤務の命令及び休日の代休日の指定に関すること。
- (3) 出張命令及び復命に関すること。
- (4) ホームページの管理・運営に関すること（簡易なもの）。
- (5) 調査、照会、報告、回答に関すること。
- (6) 簡易、定例的な事務に関すること。

(代決)

第4条 教育改革推進室に係る事務について、次の表に掲げる決裁権者が不在のときは、同表における代決者が、当該各号に掲げる順序に従い、代決することができる。

決裁権者	代決者
学長	(1) 教育改革推進室長 (2) 事務統括マネージャー
教育改革推進室長	事務統括マネージャー

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、教育改革推進室に係る事務の決裁に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。